

第269回1月定例教育委員会議事録

委員会次第	1. 開会宣言 2. 教育長あいさつ 3. 会議録の承認 4. 審議事項 5. 報告事項 6. その他 7. 閉会宣言
開会日時	令和6年1月26日（金）午後3時
会場	安来中央交流センター 第6会議室
出席委員の氏名	教育長 秦 誠 司 委員 寺 田 禎 委員 平 野 千 恵 委員 原 智
出席者の氏名	教育部長 原 みゆき 全議題 教育総務課長 遠 藤 浩 司 全議題 学校教育課長 椿 英 隆 全議題 給食教育課長 石 原 秀 樹 全議題 文化課長 金 山 尚 志 全議題 学校教育課主査 糸 賀 真 也 全議題 教育総務課主幹 青 戸 か お り 全議題

1. 開会宣言 午後3時 教育長が開会を宣言する。

2. 教育長あいさつ

(教育長)

二十歳の集いは安来節など華があり、また実行委員会の出し物も趣向をこらし、非常に良かったと思います。委員の皆様にも年初よりご出席ありがとうございました。

さて昨日来大雪になりまして、13校で休校ということでした。教育委員会としては、学校個別対応という指示を出しており、ちょうど一昨日、校長先生方が多数集まっておられましたので、警報が出た瞬間に対応のお願いをしました。対応は校区でばらける形になりまして、例えば十神小学校では、昨日の朝、子どもたちが雪道を一生懸命通っていましたが、そういう経験も必要ではないかと思っております。おかげさまで、事故等の報告はありませんでした。

それから感染症による学級閉鎖が続いており、特にインフルエンザが2学期以降、断続的に流行しています。9月から1月の半ばぐらいまでの期間中、新型コロナは1校4学級の学級閉鎖、対してインフルエンザの学級閉鎖は、延べ12校、31学級ということで、インフルエンザが猛威を振るっている状況ということが言えるかなと思っております。引き続き予防については、各学校で取り組んでいただく必要があると思っております。

それから、2学期までの不登校の速報値でございますけれども、また詳しくは来月の定例会で報告したいと思っておりますが、小中とも、依然として高い状況が続いております。未然防止の取り組み等を各学校でやっていただいておりますけれども、新たな策としまして、児童生徒が使うクロームブックの中に、「心の健康観察」という今日の自分の健康状態を申告するソフトが入っておりますので、新年度からは全校がこれを活用できるよう、3学期のうちに準備するよう指示を出したところでございます。

それからふるさと教育でございますけれども、報道が先行するような形でいろいろ物議を醸しているというのが正直なところです。島根県独自の施策であるふるさと教育の見直しをということで、そもそも教員と子どもが向き合う時間の確保と働き方改革、一方で学力向上、そしてふるさと教育がどう結びついているんだというようなところについて、県教委のきちんとした説明がなされていないので、極端な話「ふるさと教育に時間を取られて学力が下がるのか」というような極端な意見も出始めております。

今月17日に開催した校長連絡会では、ふるさと教育がきちんとできているかについては今までも毎年見直しを図ってもらっている、今年度も

当然見直しをされて、今までの活動は有意義だったというものは続けてもらえばよいし、見直しが必要だということであれば当然見直しをしてくださいという話をしたところです。

県の交付金については、これまでは一校あたり 35 時間以上で 7 万円であった交付条件を、20 時間以上という形に引き下げたということでございますけれども、従来通りの活動していただいても、それは全然問題ありませんということをおっしゃっています。一方、この問題に関わらず、働き方改革や学力向上は当然取り組んでいかなければいけない課題です。その辺りの説明、安来市教委の考え方、私の考え方を校長先生方にはお伝えをしております。

お配りした参考資料にあるとおり、ふるさと教育は、地域の教育資源を生かした教育活動ということで、一つ目は、小学 3 年生のふるさと教育の計画として、ある学校で全 56 時間を計画しておられる例です。総合的な学習の時間は 70 時間、これは週 2 時間を 35 週、1 年間するという意味ですが、その 70 時間の中で、「地元の名産品梨探検隊」という単元の時間を 46 時間実施しています。それから社会科で 70 時間、これも週 2 コマあるのですが、その中の単元「むかしの暮らし」というところで、地域の皆さんに昔の暮らしのお話をしてもらおうというような活動を 10 時間入れているということでございます。ですから、仮にふるさと教育を削減しても、総合的な学習の時間や社会科の時間が減るわけではありませんので、それはやらねばならないということになります。

二つ目は、中 3 のふるさと教育の例で、全 40 時間のうち、総合的な学習時間の中で「ふるさと体験をしよう」というのを 10 時間、「働くことの意味を考えよう」という単元を 24 時間、これは一般的に職場体験活動を行う学習のことです。それから、保健体育科の年間時数 105 時間のうちフェンシングを 2 時間、社会科 105 時間のうち「竹島を考える」を 1 時間、道徳では加納莞菴について、美術館見学をしたりして学習するという 5 時間で、これらを足して 40 時間となっています。こういう形で、ふるさと教育とは教科の時間の内数でカウントしているということです。

成果と課題についてですが、課題の部分は、講師の方との打合せなど、協議時間の確保がなかなか難しいということ、それから講師の固定化・高齢化に伴い、地域人材の確保にも取り組んでいかなければならないこと等、各学校からの報告がありました。

関連して教職員の働き方改革について、毎日教職員のパソコンの電源のオン・オフで、在校時間をチェックしていますけれども、安来市内の 320 名の教職員のひと月当たりの平均時間外勤務時間数が、9 月は 40.8

時間、10月は40.2時間、11月は38.3時間、12月は冬休みがありますので、33.2時間というような実態でございます。一応県としては、30時間以内、年間360時間以内を目安としています。これは平均値ですので、多い方もあれば少ない方もございますけれども、実態としては、依然として多いと言わざるをえませんので、対策を進めていかなければいけないと思っております。

それから学力向上について、一昨日、学力育成プロジェクトの発表会ということで、授業改善の取り組みの報告を行っておりますが、引き続き学力向上に繋げていくというようなことでございます。

本日の議題で、市町村教育委員会連合会から県教委への要望について説明するようにしておりますが、ふるさと教育につきましては今、このような議論が行われているということをご承知おきいただければと思います。

3. 会議録の承認 第266回10月定例教育委員会

(承認)

4. 審議事項

1) 議第36号 安来市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務課長) 資料1により説明

制定する規則名は、安来市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則です。改正理由としては、保護者が支払うべき児童クラブ利用料を、正当な理由なく3月以上滞納したとき、又は入所申請書の記入内容に虚偽があったときに、公平性に鑑み、当該保護者の養育する児童の、児童クラブ入所許可を取り消すことができるようにするものであります。

改正概要として三点ございます。第一に、第8条の次に、新たに許可の取消しについて定める第9条を加えるものであります。第二に、保護者が児童クラブ利用料の納付状況をクラブと市で情報共有すること、及び正当な理由なく3月以上児童クラブ利用料を滞納したときは、入所許可を取り消されることについて、同意した上で申込みをしている旨、確認ができるよう、様式第1号の内容を改めるものです。第三に、様式第5号の書類の添付について、原則、入所申請をした日の属する年の1月1日時点で安来市に住民票がある方は、添付を省略できるようにするという

こととございます。申請をする保護者の利便性を考慮したものであります。施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。

規則改正の概要につきましては以上ですが、今回の改正に至った経緯について簡単に説明をさせていただきます。令和5年4月から安来市の公設の放課後児童クラブの業務につきましては、児童の入所決定事務、利用料の徴収は教育委員会において実施しております。

現在、登録児童442名が利用されておりますが、12月時点で児童数にして15名、13世帯において利用料の滞納があります。そしてそのうち3月以上の滞納が4名、3世帯となっております。利用料納付の対策として、クラブさんの協力もいただきながら、督促状の交付ですとか、職員がクラブに訪問して保護者との接触などを行っており、一定の成果はあるものの、再三の納付に応じない、全く支払をされないという保護者もおられる現状であります。

もともと条例では、入所許可を取り消すことができると規定されておりますし、今回の規則の改正を、すぐさま画一的に適用するものではありません。しかし、利用料という対価を支払う契約によってクラブを利用されておりますので、滞納が続くと他の保護者の方との公平を著しく阻害することになるのではと考えます。施行規則にこの条文を追加し、入所申請書にも先ほどの2項目を明記することにより、滞納への抑止力となることを目的とするものでございます。

(委員)

滞納の理由は何があるのでしょうか？

(教育総務課長)

生活保護世帯や住民税非課税世帯に対しては、利用料の減免をしています。毎日子どもさんを預け、直接顔を合わせてのやりとりのあるクラブさんではなく、行政が徴収事務を取り扱うようになったことで、納付への義務意識が薄くなり、「払えない」ではなく「払わない」という世帯も、もしかしたらあるのではないかと思っております。しかし、児童クラブは義務教育とは異なりますので、我々としても毅然とした態度で、利用料という対価を支払っていただいて、子どもさんの面倒を見るという約束をしている以上は、きちんと対応すべきということで、やらせていただいております。

(委員)

以前はどう対応されていたのでしょうか。

(教育総務課長)

クラブで利用料を徴収しておられたときも、滞納される方はおられた

ようですけれども、やはり面倒を見ていただいている指導員さんから直接お話があるわけですので、最終的にはきちんとお支払をされていたとのことです。

新年度には入所の決定がリセットされますから、滞納がある方が申し込まれたとしても、「これまでのお支払が滞っているようでございますので、優先順位が下がります」という話をさせていただき、対応していくようになります。

(委員)

6年度の4月入所決定に令和5年の納付実績も見るのですね。

(委員)

令和5年から払われていない人は、年度末でリセットではなく、繰り越して3か月の計算がなされるのですか。つまり、令和5年度に、3か月間払っていない人は、令和6年4月1日からはもう駄目だということでしょうか。

(教育総務課長)

令和5年度で未納になっている部分は、時効までずっと請求を続けていきます。未納が3か月あれば、という条件も継続します。令和5年度3か月未納者には、過去のものをお支払いいただかないことには、新年度は対応いたしかねます、というような話をまずさせていただき、それで支払われれば、また令和6年度からお子さんをお預かりいたしますという流れになると思っています。

(委員)

例えば、年度をまたいだ場合、年度末の段階では滞納3か月にならないが、新年度4月で滞納3か月になるようなときは。

(教育総務課長)

申し上げたように、画一的に適用するつもりはなく、滞納の抑止力となることを期待するものです。そういったケースであれば、担当の方からきちんと説明をさせてもらい、このままだと退所ということにもなりかねませんよということをお伝えしながら対応していきます。3か月になったからすぐ退所を求めるといことはいたしません、年度が替わってリセットするというものでもありません。

(委員)

今年度の滞納月数は次年度の滞納月数と合算されるということですね。

(委員)

放課後児童クラブは、校区をまたいだりしていますか。

(教育総務課長)

基本的には小学校区ごとに設置されておりますが、児童クラブがないところが4校区あります。また、定員要件もありますので、校区のクラブに入れないというお子さんもいらっしゃいます。そういう場合、例えば夏休みは隣の校区のところへ入っていただくというケースがあります。今は教育委員会が入所許可を出せるようになりましたから、担当者が空きがあるクラブをきちんと把握して調整し、適宜紹介をさせてもらっています。

ただし、そこへ通う、迎えに行くという問題がありますので、あくまでも、ご家庭で希望されるのであれば、校区外でも受入れは可能、ということです。

(承認)

5. 報告事項

- 1) 報第16号 島根県市町村教育委員会連合会から県教育長への要望活動の実施について

6. その他

- 1) 安来市立小中学校適正配置の検討について
合意形成のための協議体の立ち上げに向けた準備の状況など。
- 2) 令和5年度卒業式、令和6年度入学式の日程について
- 3) 令和5年度安来市一般会計補正予算(第9号)について
物価高騰対策として実施する学校給食応援事業について。

☆次回定例会：2月5日(月)午後3時00分から

7. 閉会宣言

教育長が午後4時10分閉会を宣言し、1月定例教育委員会の日程を終了した。